

身体障害者手帳



身体障害のある方が、日常生活をおくる上で様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

● 対象

身体障害者福祉法で定められた以下の障害が対象となります。

- ・視覚障害
- ・聴覚障害
- ・平衡機能障害
- ・音声・言語機能障害
- ・そしゃく機能障害
- ・肢体不自由
- ・心臓機能障害
- ・腎臓機能障害
- ・呼吸機能障害
- ・免疫機能障害
- ・ぼうこう直腸機能障害
- ・小腸機能障害
- ・肝機能障害

● 手帳によるサービス

障害の程度によって、1級から6級までの区分が設けられています。

障害の種類や等級によって受けられるサービスが異なります。

<日常生活のこと>

ホームヘルプサービス、ショートステイ、通園施設、補装具の交付・修理（車いす・座位保持いす など）
日常生活用具の給付（吸引器、吸入器、特殊寝台、特殊マット、体位変換機、移動用リフト など）

<経済的なこと>

医療費の助成、公共料金や税金の控除、交通費の割引 など

● 申請窓口

各自治体の担当窓口（役所の障害福祉担当課や福祉事務所等）

● 手続き方法

- ① 主治医に、身体障害者手帳の対象となるか確認してください。
- ② 対象となる場合は、申請窓口に必要な書類（申請書や身体障害者診断書等）を取りに行きます。
- ③ 当センター1階文書受付へ診断書用紙を提出し、担当医師に診断書の作成を依頼します。
（文書料 10,800円）
- ④ 診断書が出来上がりましたら、必要書類（申請書・診断書・写真等）をそろえ、申請窓口へ提出します。

● ご注意頂きたいこと

- 身体障害者手帳によって受けられるサービスは、お住まいの区市町村ごとに異なります。手帳を取得の際に、申請窓口で利用可能なサービスをご確認ください。
- 身体障害者手帳は交付までに1～2カ月かかります。サービスの利用は手帳が届いてからとなります。